

企画競争説明書

業務名称：ベトナム国ベトナム株式市場の効率性向上に向けた能力向上プロジェクト

調達管理番号：23a00496

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（2）上限額について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年1月31日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2024年1月31日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ベトナム国ベトナム株式市場の効率性向上に向けた能力向上プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2024年4月 ～ 2027年4月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2024年4月 ～ 2026年4月

第2期：2026年5月 ～ 2027年4月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の20%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス : Nakashima.Keiko@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ 行財政・金融チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年2月6日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年2月6日 12時
3	質問への回答	2024年2月9日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年2月27日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2024年3月7日
8	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先 :

		https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE ※2023年7月公示から変更となりました。
--	--	--

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4

月1日版) 」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022年4月1日版) 」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022年4月1日版) 」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022年4月1日版) 」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限 : 上記4. (3) 参照

2) 提出先 : 上記4. (1) 選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス

1) 提出方法 : 電子メール

① 件名 : 「【質問】 調達管理番号_案件名」

② 添付データ : 「質問書フォーマット」 (JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」 (JICA 指定様式) に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記 (2) の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限 : 上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法 (2023年3月24日版) 」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合

GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付

ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています（現時点では、2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象に、試行的な実施を想定）。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」及び「脚注」の一部（プロポーザル作成に関するもの）については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査結果資料等の関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2」業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での
----	----------	------------

		該当条項
1	長期専門家との役割分担、連携の方針	第3条1. (7) 及び 2. (1)
2	プロジェクトにおけるベトナム証券業協会及び市場仲介機関との連携、巻き込みの方法	第3条2. (6)
3	業務の効果的かつ効率的な実施工程・方法	第3条2. (7)
4	本邦研修の時期、テーマ	第4条2. (2)

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2023年9月
- ・ R/D署名日：2024年1月26日

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 日本側実施体制及び業務分担（長期専門家との役割分担）

本事業では、本契約とは別に、長期専門家（チーフアドバイザー／市場監督）1名の投入を予定している（本契約開始時期と同時期の派遣を想定）。同専門家は、本プロジェクトのカウンターパート機関であるベトナム国家証券委員会（State Securities Commission：SSC）本部にプロジェクトオフィスを設け勤務する予定である。

同専門家はチーフアドバイザーとしてプロジェクト全体の統括を行う予定であり、受注者はプロジェクトの運営が円滑に行われるよう同専門家と密に連携することが期待される。

また、各成果に関連する活動のリード（方針策定支援、助言、監督）について、長期専門家と受注者の業務分担は以下の通り。ただし、両方でそれぞれがリードする活動においても情報共有を行い、必要な支援を行うことが期待される。

- 長期専門家：成果1及び成果2の一部（「証券業の質の向上」）
- 受注者：成果2の一部（「証券投資に関する投資家のリテラシー向上」、「投資ファンドに関する法的枠組み、スチュワードシップコードの整備」、「自主規制機関の設置に係る可能性検討」）、成果3、成果4

なお、上記の業務分担の内容に関して代替の提案がある場合、受注者は業務計画書策定時に発注者と協議を行い、調整を行う¹。

(2) 成果1に関する留意事項

本成果では、①「ベトナム株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト」（以下、「先行技術協力プロジェクト」）で積み残しとなった市場監視マニュアルの策定支援（ベトナム側でドラフトのうえで助言を実施）、②当局・証券取引所（・証券会社）間でインサイダー取引情報を共有するためのデータベース構築に関する構想策定支援、を具体的な成果として設定している。

②に関して、現在、実施機関側では複数のシステム、データベースの構築・開発の想定/計画を有している模様であるが、本プロジェクトにおいては、あくまで、当局側で管理するインサイダー取引情報の共有のためのデータベース構築に関する構想策定支援のみを扱うこととした。また、同データベース構築に係るシステム開発はベトナム側予算で実施し、本プロジェクトからの予算支出は想定していない旨を実施機関とはR/Dで合意しており、プロジェクトではあくまで構想策定に協力することとしている。

また、詳細計画策定調査時には市場監督・監視に関するニーズは上記①、②の2つのみであったが、今後この2つ以外に実施機関側よりニーズが挙がる場合に柔軟に対応をすべく、指標1-3「市場監督・監視に係る更なる改善に向けたロードマップを策定のうえ、それに沿って活動が進められる」を設定している。

(3) 成果2に関する留意事項

本成果では、①証券業の質の向上、②証券投資に関する投資家のリテラシー向上、③投資ファンドに関する法的枠組み、スチュワードシップコードの整備、④自主規制機関（Self-Regulatory Organizations: SRO）の設置に係る可能性検討、を具体的な成果として設定している。

特に④に関して、SROが現在のベトナム政府の法規程上で定められておら

¹ 本事業のプロジェクト目標の達成には長期専門家とコンサルタント専門家がチームとして連携して活動を進めていただくことが重要となります。そのため、長期専門家とどのように連携を図って業務を進めていくかについて、プロポーザルで具体的に提案ください。また、役割分担に関しても、発注者が想定する分担については第3条2. (1) (本項)に加え、別紙「共通留意事項」1. (7) 及び別添「(参考) 別途派遣する専門家の業務内容」に記載しておりますが、受注者の団員構成や専門的見地からより適当な分担案がある場合にはプロポーザルで提案ください。

ず、実施機関側より、本プロジェクトを通じた法規制の整備に対する期待（整備に必要な調査・研究及び必要に応じてロードマップの整備）を、詳細計画策定調査時に確認している。他方、2019年制定の新証券法 Article 10では、quasi-SROとも呼べる機能を有する「Securities-related socio-professional organizations」が定義されており、ベトナム証券業協会（Vietnam Association of Securities Business: VASB）がCode of Conductsを策定のうえ会員への普及を図っている。この点に関して、プロジェクト活動を通じて、法規制面、実態に関して情報を整理のうえ、ベトナムに則したSRO（ないしquasi-SRO）の設置に向けた分析を行い、並行してVASBの取組みの支援（成果4）についても検討していく必要がある。

（4）成果3に関する留意事項

本成果では、①実質上場審査の導入に係る検討、②ブックビルディング方式での引受けによる株式公募の標準プロセスの確立、③情報開示の改善、を具体的な成果として設定している。

①に関して、ベトナムにおいては、株式化と新規株式公開（IPO）とが分離していることから、株式化時及びIPO時の双方に実質上場審査を導入したいと実施機関より要望がある。他方、日本等では、ベトナムと異なり株式化と同時にIPOを実施する形態であることから、ベトナムの実態も勘案のうえ、実質上場審査の導入に向けた分析を進めていくこと。

③に関して、財務情報の適時・適切な開示を促進していくことを優先するが、環境・社会問題・企業ガバナンス（ESG）への取組み状況に係る情報開示（様式の改善やグッドプラクティスの整理、普及の道筋への助言等を含む）などの非財務情報の開示²についても協力すること。

（5）成果4に関する留意事項

本成果では、①市場仲介機関による市場監視、②自主規制の普及、③ブックビルディング方式での引受けによる株式公募に係る証券会社の能力強化、④3層での連携体制の構築・運用、を具体的な成果として設定している。

これら成果は、成果1～3を市場仲介機関側に焦点を当てて見たものであり、成果1～3の活動と非常に密接に関連しているため、それら活動と合わ

² 非財務情報の開示に関しては、ベトナムでは既に通達（2020年96号）において上場企業の年次報告書上のESGに係る情報開示に関する様式を設けているが、同様式を用いて情報開示を行っている社は非常に限定的（トップ30社程度）である模様。

せて計画・管理していく必要がある。

- (6) ベトナム証券業協会及び市場仲介機関との連携、プロジェクトへの巻き込み
先行技術協力プロジェクトでは、実施機関であるSSCや証券取引所を対象とした活動が中心であり、本プロジェクトにおいても同様の方針であることを詳細計画策定調査時の実施機関との協議時に確認していることから、プロジェクトの実施体制にはベトナム証券業協会（VASB）や市場仲介機関などを含めていない。

他方、本プロジェクトのプロジェクト目標の指標の1つとして「市場監視に関する監督当局・取引所・市場仲介機関の3層で連携強化」を設定しており、また、上述のとおり各成果の活動においても市場仲介機関との連携が非常に重要である。特に、VASBは市場仲介機関との連携窓口としての機能と、SROとしての役割を将来担う可能性があることから、本プロジェクトの活動においても重要な役割を担うと想定される。そのため、実施機関と相談のうえ、VASBや市場仲介機関との連携、プロジェクトへの巻き込みの方法を検討すること³。

- (7) 業務の進め方及び現地渡航

本業務は、オンラインツールの効果的な活用を通じて、本邦からの遠隔での活動と現地渡航をバランスよく組み合わせて、効率的かつ効果的に実施することが期待される。現地渡航は四半期に一度の頻度が想定されるが、業務開始時や完了時を除いては全団員が揃って行う必要はなく、上記第3条1.

(2) に記載のC/Pのオーナーシップの確保や持続可能性の確保、その他課題への対応のため、現地渡航の機会を有効活用できるようタイミングを検討・設定し、効率的な渡航計画を立てる必要がある。

各団員の現地渡航後には、JICAガバナンス・平和構築部及びベトナム事務所に対して、現地業務結果の報告を行うこと。

また、遠隔での活動に関して、ベトナム側関係機関からの情報収集、協議等は、目的に応じて、電子メール、オンライン会議システム（Teams、Zoom等）等の遠隔コミュニケーションツールを積極的に活用して進めること⁴。

³ 実施機関との相談に向けて、VASBや市場仲介機関との連携、プロジェクトへの巻き込みの方法に関する案について、プロポーザルで提案ください。

⁴ 業務の進め方及び現地渡航に関する方針（各成果に関する活動においてどのような内容に関して国内業務でカバーして、どのような内容、タイミングで現地業務を活用するか等）について、プロポーザルで具体的に提案ください。

(8) キックオフセミナー及びクロージングセミナーの開催

第4条2.(3)に記載のとおり、現地でのプロジェクト概要、成果の広報・周知を目的として、プロジェクト立上げ後、完了前にそれぞれキックオフセミナー、クロージングセミナーを開催する。

セミナー開催の計画策定においては、日越両国の関係機関の要人の出席も検討されるところ、開催の3ヵ月以上前を目処として前広に実施機関及びJICAとの相談を開始すること。

(9) 事業完了後のカウンターパートの自立を意識した働きかけ

先行技術協力プロジェクトでは、新証券法及び関連規制の策定支援、並びに、市場監視及び証券会社監督、公募・上場制度整備等に係る国際標準手法の伝達を行い、SSC及び証券取引所の能力強化が行われた。他方、実施機関側で同先行技術協力プロジェクトにおいて作成された資料・教材の活用が限定的であり、組織内での更なる共有を通じた人材育成へ活用が期待されている。そのため、本プロジェクトを通じた先行技術協力プロジェクトの成果の更なる定着を通じ、実施機関内での自律的な人材育成を促し、本プロジェクト終了後には実施機関が単独で課題を整理し、日本を含む外国の金融当局や証券関係機関・企業等との交流を通じて、自律的に課題への対応を検討していけるよう自立に向けた意識・考え方を醸成する働きかけが不可欠である。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

- ① 成果1「株式市場における不公正取引を効率的に検知・管理するために市場監督・検査に係る能力が向上する。」に関わる活動

(市場監視に関するマニュアルの策定・運用定着)

活動1-1：先行技術協力プロジェクトを通じて蓄積された知識及び整備されたマニュアルの骨子を振り返りつつ、市場監視に関するマニュアルの内容に関して検討・議論する。

活動1-2：市場監視マニュアルをドラフトし、最終化する。

活動1-3：策定した市場監視マニュアルに基づき市場監視を実施する。

（市場監視データベースの構想）

活動1-4：日本のCompliance WANやJ-IRISS等の類似するデータベースを参考として情報収集や研修を実施する。

活動1-5：ベトナムの株式市場にとって必要となる市場監視データベースの要件について検討・議論する。

活動1-6：データベースの構想案を策定する。

（その他の優先課題への対応）

活動1-7：上記2点の他に本プロジェクトにて取組むべき市場監督・監視に関する優先課題の有無を議論し、存在する場合は取り組むべき課題を特定する。

活動1-8：特定された優先課題に関してロードマップを策定する。

活動1-9：策定したロードマップに沿って活動を実施する。

- ② 成果2「コンプライアンス遵守、投資家保護・証券投資リテラシーの向上、機関投資家育成、自主規制機関の効果的な活用、等を目的として、市場仲介機関（証券会社、ファンド管理会社）の監督・育成に係る能力が向上する。」に関わる活動

（証券業の質の向上）

活動2-1：ベトナム株式市場における証券業の質改善に必要な対策に関して検討・議論する。

活動2-2：証券業に関する関連規制の改訂案を策定する。

（証券投資に関する投資家のリテラシー向上）

活動2-3：証券会社と相談のうえ、証券投資に関する投資家のリテラシー向上のための教材整備を計画する。

活動2-4：教材を策定する。

活動2-5：策定した教材をSSCや取引所のホームページ上で公開する。

（投資ファンドに関する法的枠組み、スチュワードシップコードの整備）

活動2-6：投資ファンドの奨励策やそのための法的枠組みの整備に関して検討・議論を行う。

活動2-7：投資ファンドに関する法的枠組み、スチュワードシップコード案を整備・策定する。

（自主規制機関の設置に係る可能性検討）

活動2-8：自主規制機関の設置・活用の可能性に関して分析を行う。

活動2-9：必要に応じて、自主規制機関の設置・活用に関するロードマップ（法規制の改正等を含む）を策定する。

③ 成果3「上場管理能力、及び株式公募に係る証券会社の能力強化を行う能力が向上する。」に関わる活動

（実質上場審査の導入に係る検討）

活動3-1：実質上場審査の導入をどのように進めるべきか、またどのような基準を設定すべきかに関して分析を行う。

活動3-2：必要に応じて、実質上場審査に関するロードマップを策定する。（ブックビルディング方式での引受けによる株式公募の標準プロセスの確立）

活動3-3：証券会社と相談のうえ、ブックビルディング方式での引受けによる株式公募のプロセスを標準化する。

（情報開示の改善）

活動3-4：上場企業による情報開示の質向上のため、上場企業に対する啓発のセミナーや研修を実施する。

活動3-5：非財務情報開示に関してベトナムにおける現在の取組み、及び、ベトナムや先進国における好事例を調査・研究する。

活動3-6：財務情報及び非財務情報の開示に関して好事例を含め上場企業向けのガイダンスを整備する。

④ 成果4「SSC、証券取引所及び市場仲介機関の間でより密に円滑なコミュニケーションが行われることにより、成果1～3に関連する市場仲介機関の能力が向上する。」に関わる活動

（市場仲介機関による市場監視）

活動4-1：証券会社による市場監視に関する国際標準及び日本の事例を学ぶ。

活動4-2：証券会社による市場監視に関するガイドラインを整備する。（自主規制の普及）

活動4-3：必要に応じて、ベトナム証券業協会によって策定されている自主規制をレビューし、改善のための助言を行う。

活動4-4：自主規制の遵守状況の判断基準の設定を支援しつつ、自主規制の普及に向けたベトナム証券業協会の活動を後押しする。

（ブックビルディング方式での引受けによる株式公募に係る証券会社の能力

強化)

活動4-5：ベトナム株式市場においてブックビルディング方式での引受けによる株式公募がより実施されていくために必要なアクションについて複数の大手証券会社と協議を行う。

活動4-6：必要に応じて、証券会社の能力向上の向上のためセミナーや研修を実施する。

(3層での連携体制の構築、運用)

活動4-7：SSC・取引所・市場仲介機関の3層でのより円滑なコミュニケーションのために連携体制を構築する。

活動4-8：成果1、2、3に関連する優先トピックに関して3層で協議・相談を行う。

(2) 本邦研修・招へい

- 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、研修・招へい日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

- 想定規模は以下のとおり⁵。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計3回（1回/年度）
対象者	ベトナム国家証券委員会（State Securities Commission：SSC）、ベトナム証券取引所（Vietnam Stock Exchange：VNX）、ハノイ証券取引所（Hanoi Stock Exchange：HNX）、ホーチミン証券取引所（Ho Chi Minh Stock Exchange：HOSE）
参加者数	約10～15名/回（※プロジェクト負担による研修員数は10名/回。それを超える場合、旅費等はカウンターパート負担として15名までを上限に許容する。）
研修日数	約7日（移動日を含む）/回

⁵ プロジェクト立上げ時の実施機関との相談に備え、R/D中のPDM及びPlan of Operation (P/O)で示されるプロジェクトの計画を踏まえつつ、現時点で想定される計3回の本邦研修で取り扱うべきテーマ、想定される時期に関して、プロポーザルで提案ください。但し、プロジェクトの進捗、実施機関との相談に応じて、プロジェクト実施中に柔軟に見直しを行うことは可能です。

(3) キックオフセミナー及びクロージングセミナーの開催

本業務では、現地でのプロジェクト概要、成果の広報・周知を目的として、プロジェクト開始後半年以内を目途にキックオフセミナーを、プロジェクト完了前にクロージングセミナーを開催する。

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	キックオフセミナー：プロジェクトの目的・計画を現地において広報するもの。 クロージングセミナー：プロジェクトの成果を現地において周知し、将来のベトナム株式市場の更なる発展に向けた提言を行うもの。
実施回数	各1回
参加対象	実施機関（SSC、VNX、HNX、HOSE）、ベトナム側関係機関、現地証券会社、現地上場企業、JICA、在越日本大使館、現地日本商工会等
参加者数	各150名程度
日数	各半日程度（レセプションを含む）

(4) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

② ベースライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

➤ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

➤ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

➤ プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前を目処にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。

➤ 具体的には、先行技術協力プロジェクトでも実施した「証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions: IOSCO）証券規制の目的及び原則」の遵守状況に係る自己評価を行い、株式市場の効率性及び公正性、透明性がプロジェクトを通じてどのように改善したかを測ることを想定。なお、先行技術協力プロジェクト時の最終評価結果をベースラインとする。

➤ 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

➤ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

➤ R/D の Annex 2 “MAIN POINTS DISCUSSED”の”10. Gender Equality and Women’s Empowerment”に記載されたジェンダー主流化の取組を実施する。

➤ ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。

➤ 具体的には、研修やセミナー等のイベント参加に関して女性の参加を奨励し、実績値を捕捉して毎年の変化をモニタリングする。同結果を踏まえ、必要に応じて包摂のための対応策を検討・実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	期分けした各期の契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
ワーク・プラン	期分けした各期の業務開始から1か月以内	英語	電子データ	1部
		越語	電子データ	1部
モニタリングシート	No.1：2024年9月 No.2：2025年3月 No.3：2025年9月 No.4：2026年3月 No.5：2026年9月 （上記は目安時期。半年1回の頻度での作成とし、JCCによる承認後提出。）	英語	電子データ	1部
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語	電子データ	1部
事業完了報告書（外部公開版）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2枚
		英語	CD-R	2枚
		越語	CD-R	2枚
事業完了報告書（非公開版）	契約履行期限末日	日本語	電子データ	1部
		英語	電子データ	1部
		越語	電子データ	1部

- 事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。

- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

(ア)PDM（最新版、変遷経緯）

(イ)業務フローチャート

(ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料

- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）（実施した場合）
- (ク)合同調整委員会（JCC）議事録等
- (ケ)その他活動実績

（５）事業完了報告書

事業完了報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

【事業完了報告書/Project Completion Report 記載項目（案）】

- I. Basic Information of the Project
 1. Country
 2. Title of the Project
 3. Duration of the Project (Planned and Actual)
 4. Background
 5. Overall Goal and Project Purpose
 6. Implementing Agency
- II. Results of the Project
 1. Results of the Project
 - 1-1 Input by the Japanese side (Planned and Actual)
 - 1-2 Input by the target countries' side (Planned and Actual)
 - 1-3 Activities (Planned and Actual)
 2. Achievements of the Project
 - 2-1 Outputs and indicators
(Target values and actual values achieved at completion)
 - 2-2 Project Purpose and indicators
(Target values and actual values achieved at completion)
 3. History of PDM Modification
 4. Others
 - 4-1 Results of Environmental and Social Considerations (if applicable)
 - 4-2 Results of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction (if applicable)
- III. Results of Joint Review
 1. Results of Review based on DAC Evaluation Criteria
 2. Key Factors Affecting Implementation and Outcomes
 3. Lessons Learnt
- IV. For the Achievement of Overall Goals after the Project Completion
 1. Prospects to achieve Overall Goal
 2. Plan of Operation and Implementation Structure of the target countries' side to achieve Overall Goal
 3. Recommendations for Implementing Agencies
 4. Monitoring Plan from the end of the Project to Ex-post Evaluation
(If the Project will be continuously monitored by JICA after the completion of

the Project, mention the plan of post-monitoring here.)

ANNEX 1: Results of the Project

(List of Dispatched Experts, List of Counterparts, List of Trainings, etc.)

ANNEX 2: List of Products (Report, Manuals, Handbooks, etc.) Produced by the Project

ANNEX 3: PDM (All versions of PDM)

ANNEX 4: R/D, M/M, Minutes of JCC (copy) (*)

ANNEX 5: Monitoring Sheet (copy) (*)

(* ANNEX 4及び5 は非公開版のみに添付)

事業完了報告書の記載に当たっては、以下の点に留意すること。

- 事業完了報告書は、プロジェクト開始時点から作成時までの内容につき記述をする。
- II. 1. 1-3 Activities (Planned and Actual) については、各期の活動につき記述をする。活動詳細（活動内容、調査内容、結果、成果、課題、対処方法、教訓等含む）が明確にわかるように記述をする。
- 外部公開版では、別添資料ANNEX 4及び5（R/D, M/M, Minutes of JCC (copy)、Monitoring Sheet (copy)）を削除する。
- 非公開版には上記の外部公開版に含めない別添資料の他、事業を通じて収集された、外部公開に適さないが事業評価や新規支援検討に有益と考えられる情報についても記述する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、事業完了報告書（非公開版）にも添付する。なお、下記は現時点で想定されるものであり、プロジェクトの活動計画・進捗に応じて変更はあり得る。

- (1) 市場監視に関するマニュアル（成果1）⁶
- (2) 市場監視データベース構想（案）（成果1）⁷
- (3) 証券業に関する関連規制の改訂（案）（成果2）
- (4) 投資家向け教材（成果2）

⁶ 長期専門家が活動を主導し実施機関による作成を支援することを想定しているが、本業務においても長期専門家と連携のうえ同活動を側面支援することが想定されるため、本業務の技術協力作成資料のリストに含めているもの。

⁷ 同上

- (5) スチュワードシップコード（案）（成果2）
- (6) 自主規制機関の設置・活用に関するロードマップ（成果2）
- (7) 実質上場審査に関するロードマップ（成果3）
- (8) 非財務情報開示に関する調査結果（成果3）
- (9) 証券会社による市場監視に関するガイドライン（成果4）
- (10) 研修・セミナー等で使用した講義・説明資料（各成果）

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない⁸。

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

⁸ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国名：ベトナム社会主義共和国（ベトナム）

案件名：和名 ベトナム株式市場の効率性向上に向けた能力向上プロジェクト

英名 Project for Capacity Building on Promoting Efficiency of Vietnamese Equity Market

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における金融セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

1996年に金融セクターの監督当局である国家証券委員会（State Securities Commission。以下、SSC）が設置され、2000年以降に複数の証券取引所が開設（2000年ホーチミン、2005年ハノイ）⁹された。また、2006年に証券法が制定される等、企業の上場や新株式発行に関する重要な基盤が整えられたことによって、証券取引所へ上場する企業数は急激に増加を続けた¹⁰。

これと並行し、ベトナム政府は2011年に国営企業改革を最重要課題の1つとして掲げ、約1,300社存在していた国営企業のうち558社¹¹について2015年までに株式会社化を進め、JICAも「国営企業改革能力強化支援プロジェクト」（2014～2017年）を通じて、国営企業のコーポレートガバナンスの改善などの企業価値の向上、株式会社化の推進への支援を行った。

そのような国営企業の株式会社化の加速もある中で、ベトナム株式市場の上場会社数は1,655社（2020年）に達し、ASEAN諸国の中でシンガポール、マレーシアに次ぐ規模に達した¹²。他方で、量的な拡大が進む中、質に関しては依然として不十分であり、証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions: IOSCO）¹³が証券規制の主要目的の1つに定める株式市場の「公正性」・「透明性」・「効率性」¹⁴の確保が目下の課題であった。JICAは、SSC及び証券取引所に対して公正性及び透明性の改善を目的として「ベトナム株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト」（2018年 - 2022年）を

⁹ 当初それぞれSSC直属機関として国家予算にて運営される証券取引センターとして設立され、ホーチミンは2007年、ハノイは2009年に財務的に政府から独立した会員組織である証券取引所へ改組された。

¹⁰ ハノイ証券取引センターが設立された2005年末時点で両取引センターを合わせた上場企業数は41社であったが、2013年末には678社となった。

¹¹ 478社を株式化、80社を統合・売却・清算・破産。

¹² ホーチミン証券取引所（HOSE）、ハノイ証券取引所（HNX）及びHNX内に設置された未上場公開株取引市場（UPCoM）を合わせた上場/登録企業数。

¹³ 証券取引の国際的な基準及び効果的な取引監視を確立すること等を目的に設立された国際機関。世界各国・地域の証券監督当局や証券取引所等から構成される。

¹⁴ 公正な市場では不公正な取引がなく、また投資家が市場の設備や情報に公正にアクセスでき、また、透明性のある市場では取引に関する情報がリアルタイムに公開される。これら公正性・透明性が確保されることにより、関連する情報がタイムリーかつ広範に伝達され、価格形成プロセスに反映されることになり、効率的な市場となる。

実施し、新証券法及び関連規制の策定支援、並びに、市場監視及び証券会社監督、公募・上場制度整備等に係る国際標準手法に係る知識・経験の伝達を行った。しかし、新証券法施行（2021年1月）やベトナム証券取引所設立（2021年12月）といった法制度、市場システムの過渡期と重なり、2022年には大規模な相場操縦事案が複数発生したことから、新証券法に則した実効性のある市場規制監督の実務改善・運用の実現が必要とされている。

現在、ベトナム政府はベトナム証券市場発展戦略（2021 - 2030）を策定しており、同戦略において、株式市場をより一層公正性・透明性が確保され、効率的な市場に成長することにより、フロンティア市場からエマージング市場¹⁵への格上げや、海外投資家の更なる誘致を目指している。加えて、ESGや気候変動への対応といった最新の国際潮流への適応も目標として掲げている。

かかる背景の下、SSC及び証券取引所は、先行技術協力プロジェクトによる公正性・透明性の向上を踏まえ市場の効率化を目標として、当局・取引所・証券業界の3層での市場監視、業界の更なるコンプライアンス向上に向けた自主規制機関¹⁶の活用、並びに、上場企業の更なる質の向上のための技術的助言を希望しており、技術協力プロジェクト（以下、「本事業」）がベトナム政府より要請された。

（2）金融セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ

本事業は、我が国の「対ベトナム社会主義共和国 国別開発協力方針」（2017年12月）における重点分野「成長と競争力強化」に該当する。また、本事業は証券市場監督当局（SSC）及び証券取引所の監督実施・市場管理能力の強化を支援し、ベトナム株式市場の効率性・公正性・透明性の更なる向上に貢献するものであり、JICAのベトナム社会主義共和国JICA国別分析ペーパー（JCAP）における「市場経済制度・財政・金融改革プログラム」、並びに、課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「公共財政・金融システム」における主要な取組の一つである「金融政策の適切な運営と金融システムの育成」に合致する。

加えて、持続的かつ包摂的な経済成長及びベトナム内外の投資家の機会均等に寄与するため、SDGsゴール8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」及びゴール10「各国内及び各国間の不平等を是正する」にも資するものである。

（3）他の援助機関の対応

SSC及び証券取引所に対する他援助機関の支援実績は以下のとおり。SSCや取引所に対する他援助機関の現在実施中の活動はない。

- ・ 国際金融公社（IFC）・スイス政府経済局（SECO）：2016年8月よりSSCに対して、上場企業向けのコーポレートガバナンスコードの策定を支援

¹⁵ 国際的な株価指数のデファクトスタンダードとされているMSCI指数（Morgan Stanley Capital International社作成）及びFTSE指数（FTSE Russell社作成）のそれぞれ算出・公表する指数にて、経済発展の度合や市場規模、及び市場へのアクセスのしやすさ等の基準で、先進国、エマージング（新興国）、フロンティアと市場を分類している。

¹⁶ 証券市場の健全な発展、投資家保護等を目的として、自主規制の制定・監査・処分、投資の普及啓発活動を行う機関を指す。ベトナムにおいては証券法上、自主規制機関について未規程であり導入に向けた検討が必要。

(2019年8月に同コード初版を公表)。

- ・ IFC・SECO・英国規格協会 (BSI) : 2022年よりSSCに対して、企業による温室効果ガス報告に関するマニュアル策定を支援(2023年8月公表)。
- ・ 韓国取引所 (KRX) : KRXは2016年10月にHOSEと契約を締結し、HOSEの株式取引システム(市場監視システムを含む)の導入を支援している。2023年中の稼働開始を予定。
- ・ ルクセンブルク証券取引所 (LuxSE) : : 2016年1月から2022年6月にかけて、SSCに対して、公開企業の情報開示ITシステム構築、改正証券法の起草(2019年改正)等に関する支援を実施。
- ・ ドイツ国際協力公社 (GIZ) : 2019年から2026年にかけてベトナム政府によるグリーン成長戦略(タクソノミー設計等)を支援中。主要な支援先はベトナム財政省及び中央銀行。一方、2017年、2022年等、過去にSSCに対してもグリーンボンド発行に係るセミナー等を実施。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ベトナムにおいて、証券市場監督当局・取引所・市場仲介機関の3層での市場監視体制の構築、業界のコンプライアンス向上等に向けた能力強化を行うことにより、当局・取引所の政策実施能力強化を図り、もって国際標準に則したベトナム株式市場の効率性及び公正性、透明性の向上に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：ハノイ及びホーチミン

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)：

直接受益者：ベトナム国家証券委員会(State Securities Commission : SSC)、ベトナム証券取引所(Vietnam Stock Exchange : VNX)、ハノイ証券取引所(Hanoi Stock Exchange : HNX)、ホーチミン証券取引所(Ho Chi Minh Stock Exchange : HOSE)

最終受益者：個人投資家、機関投資家、上場企業、未上場公開会社

(4) 総事業費(日本側)：4.2億円(予定)

(5) 事業実施期間：

2024年4月～2027年3月を予定(計36カ月)

(6) 事業実施体制：

SSC(メインカウンターパート)、VNX、HOSE、HNX

(7) 投入(インプット)

1) 日本側

① 専門家派遣(合計約106P/M)：

- 長期：チーフアドバイザー／市場監督
- 短期：市場監視・市場仲介機関監督、上場審査能力、投資家保護啓発活動、人材研修、研修調整など

② 本邦または第三国研修：年間10名程度

③ 機材供与：必要に応じて実施

2) ベトナム国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICAの金融セクターにおける主な協力実績は以下のとおり。

- 技術協力プロジェクト「証券取引所機能強化プロジェクト」(2006年 - 2007年)
- 円借款「経済運営・競争力強化借款」(2013年 - 2016年)
- 技術協力プロジェクト「国営企業改革能力強化支援プロジェクト」(2014年 - 2017年)¹⁷
- 技術協力プロジェクト「ベトナム株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト」(2018年 - 2022年)¹⁸
- 課題別研修「証券取引所整備」(2015年 - 2024年)：当該課題別研修においても本プロジェクトの直接受益者となるSSCや取引所からも研修員受入れを行い、能力強化を支援予定。

2) 他援助機関等の援助活動

上記「2(3)他の援助機関の対応」の項を参照。SSCや取引所に対する他援助機関の現在実施中の活動はない。今後新規の活動が実施される場合には相乗効果が生まれるよう十分に情報交換・連携を行う。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：【対象外】「(GI)ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」
＜分類理由＞調査にて社会・ジェンダー分析がされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。

(10) その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：ベトナム株式市場の効率性及び公正性、透明性が国際標準に則して向上する。

＜指標1＞海外投資家によるポートフォリオ投資（投資規模）が増大する。
（ベースライン値：515.8億米ドル（2023年8月））

＜指標2＞海外投資家のベトナム株式市場への参加（口座数）が増加する。
（ベースライン値：46,270口座（2023年9月））

(2) プロジェクト目標：ベトナム株式市場の効率化促進策、並びに、公正性及び透明性の改善策の実施に係るSSC及び証券取引所の能力が強化される。

＜指標1＞株式市場の効率性及び公正性、透明性に関連する「IOSCO証券規

¹⁷ 本事業との関連性については2. (1)を参照。

¹⁸ 本事業との関連性については2. (1)を参照。

制の目的及び原則」の遵守状況に係る自己評価結果が改善する。
＜指標 2＞市場監視に関してSSC及び証券取引所、証券会社間の連携が強化される。

＜指標 3＞情報開示規定を順守する上場企業数の割合がXX%に上昇する。
(ベースライン値：79.5% (2022年))

(3) 成果

成果 1：株式市場における不公正取引を効率的に検知・管理するために市場監督・検査に係る能力が向上する。

成果 2：コンプライアンス遵守、投資家保護・証券投資リテラシーの向上、機関投資家育成、自主規制機関の効果的な活用、等を目的として、市場仲介機関（証券会社、ファンド管理会社）の監督・育成に係る能力が向上する。

成果 3：上場管理能力、及び株式公募に係る証券会社の能力強化を行う能力が向上する。

成果 4：SSC、証券取引所及び市場仲介機関の間でより密に円滑なコミュニケーションが行われることにより、成果 1～3に関連する市場仲介機関の能力が向上する。

(4) 主な活動

成果 1：

- 市場監視に関するマニュアルの作成、運用を行う。
- インサイダー取引の未然防止のための情報共有データベースの構想策定をする。
- その他市場監督に関する優先事項に関してロードマップを策定のうえ対応を進める。

成果 2：

- 証券業に関する法規制の見直し、再整備を行う。
- 有価証券投資に関する投資家のリテラシー向上に関して計画策定のうえ啓発教材の作成・公開を進める。
- 投資ファンドに関する法的枠組み、スチュワードシップコードの整備を行う。
- ベトナムにおける自主規制機関の設置可能性に関して分析を行い、必要に応じてロードマップを策定する。

成果 3：

- ベトナムにおける実質上場審査基準の導入に関して分析を行い、必要に応じてロードマップを策定する。
- ブックビルディング方式での引受けによる株式公募に関して標準的なプロセスを確立する。
- 上場企業向けに情報開示に関する啓発セミナーを実施する。
- 非財務情報の開示に関する好事例の取りまとめ、ガイダンスの策定を行う。

成果 4：

- 市場仲介機関による市場監視に関するガイドラインを整備する。
- ベトナム証券業協会による証券会社に対する自主規制の普及を支援する。
- ブックビルディング方式での引受けによる株式公募に関して証券会社に対してセミナー等を行う。

- SSC、証券取引所及び市場仲介機関の間の連携体制を構築し、優先事項に係る対話・コンサルテーションを行う。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- 詳細計画策定時点のベトナム証券市場発展戦略（2021 - 2030）案から大幅な変更なく同戦略が承認され、継続される。

(2) 外部条件

【上位目標達成のための外部条件】

- ベトナム政府が株式市場の効率性及び公正性、透明性を改善するという政策を継続する。
- ベトナム政府が海外投資家のベトナム株式市場への参入障壁を下げる政策を維持する。
- 株式市場へネガティブな影響を及ぼすような大幅な景気低迷が生じない。

【プロジェクト目標達成のための外部条件】

- プロジェクト活動に対して市場仲介機関や上場企業の十分な理解・協力が得られる。

【成果達成のための外部条件】

- カウンターパート機関の人員配置が頻繁に変更されない。異動がある場合も同ポストの空席が発生しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

技術協力プロジェクト「モンゴル国資本市場規制・監督能力向上プロジェクト」（2014年 - 2017年）においては、組織改編や頻繁な人員異動、カウンターパート内情報共有の仕組みの不十分さがプロジェクトの円滑な運営の阻害要因となった。そのため、プロジェクト期間中は可能な限り担当者を固定しつつ異動の際には十分に引継期間を設けること、責任の所在の明確化、組織的な情報・文書管理が教訓として提起された。

また、本プロジェクトの先行事業である技術協力プロジェクト「ベトナム株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト」（2018年 - 2022年）からは、設定された成果が長期的かつ市場全体での包括的な取り組みが必要であるものであったため、結果として知見・ノウハウの共有は十分に完了したものの、設定した成果自体は継続的な取り組みが必要であり、プロジェクトのタイムラインを踏まえてより現実的かつ適切な成果設定が必要であるとの教訓が得られた。

(2) 本事業への教訓

本事業においては、受益者間で情報共有が円滑にし、活動に関する責任の所在を明確にするために、成果ごとにワーキンググループを設置することを双方で合意した。

また、本事業期間を踏まえて現実的に達成可能かつ先行事業と比較してより明確な成果指標を設定した。

7. 評価結果

本事業は、ベトナム国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力量針・分析に合致し、証券市場の監督当局及び証券取引所の監督・監視及び市場運営・育成の能力強化を通じて株式市場の効率性・公正性・透明性の向上に資するものであり、SDGsゴール8「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」（ターゲット8.10）、及び、ゴール10「各国内及び各国間の不平等を是正する」（ターゲット10.5、10.6）に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業終了3年後：事後評価

以 上

共通留意事項

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

る。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関のベトナム証券分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）に関して積極的に情報収集を行い、他機関の事業との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

(7) 他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家を派遣予定である。受注者は、同専門家と密に情報共有・連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。また、業務進捗報告書の作成に際しては、上記専門家にも内容の確認を得る。
- 同専門家との役割分担は、第3条2. 本業務にかかる事項、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」を参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 要請書、本事業に関係する報告書や関連資料等をもとに、要請背景・内容及びこれまでの経緯、現状の把握を行い、業務計画書（案）を作成する。
- 受注者は、発注者及び長期専門家と協議を行い、業務計画書を最終化する。それを基にワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初に業務計画書及びワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、半年に1度の頻度で、R/Dに規定されるメンバー構成で開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）がJCCを円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行うJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は長期専門家と連携のうえ、JCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等、必要な範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに半年に1度の頻度で発注者所定のモニタリングのための報告書（モニタリングシート）をC/Pと共同で作成し、JCCでの承認を得た後に発注者へ提出する。モニタリング結果を基に、必

要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。

- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 事業完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業完了報告書を作成し、発注者へ提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 事業完了報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し確認を得た上で、相手国関係機関に説明し、最終 JCC（プロジェクト終了1か月前を目安に開催）での承認を得た後、最終版を発注者に提出する。

以上

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容

< 指導科目 >

チーフアドバイザー／市場監督

<派遣の目的>

チーフアドバイザーとして、プロジェクトの目標の達成のために、本プロジェクト全体を統括する。また、特に成果1「株式市場における不公正取引を効率的に検知・管理するために市場監督・検査に係る能力が向上する」及び成果2「コンプライアンス遵守、投資家保護・証券投資リテラシーの向上、機関投資家育成、自主規制機関の効果的な活用、等を目的として、市場仲介機関（証券会社、ファンド管理会社）の監督・育成に係る能力が向上する」に関連して、日本の金融規制監督当局における実務者として株式市場監督に関する実務経験に基づく指導・助言を行って、成果達成に寄与する。

<活動内容>

(チーフアドバイザー)

- Project Design Matrix (PDM)にて設定されたプロジェクト目的及び成果の達成に向けて、日本側における総括責任者として、プロジェクト運営全般（事業コンサルタントにより主導される活動も含む）にかかる計画立案・実施を統括し、進捗管理を行う。
- プロジェクト運営に際して、現地における日本側の第一窓口として実施機関（※）と十分に調整を行い、JICA 及び事業コンサルタントと密に情報共有・連携のうえ、運営管理を行う。（※実施機関は、ベトナム国家証券委員会（State Securities Commission : SSC）、ベトナム証券取引所（Vietnam Stock Exchange : VNX）、ハノイ証券取引所（Hanoi Stock Exchange : HNX）、ホーチミン証券取引所（Ho Chi Minh Stock Exchange : HOSE）を指す。）
- 事業コンサルタントとの役割分担に関して、長期専門家は全体統括、並びに成果1及び成果2の一部（証券業の質の向上）に関する活動の主導、事業コンサルタントは成果2のその他部分、成果3、成果4に関する活動の主導を担当することを想定しているが、左記分担に調整が生じる場合は事業コンサルタント及び JICA と密に相談を行う。

- プロジェクト活動の円滑な実施に支障が生じた場合、実施機関及び日本側関係機関（※）と連携し、その解決にあたる。（※日本側関係機関は、JICA、事業コンサルタント、金融庁を指す。）
- ワーク・プラン、モニタリングシート、事業完了報告書の作成に際しては、事業コンサルタントと協働して起案し、実施機関の確認を得て最終化のうえ、JICA へ提出する。なお、モニタリングシートは半年ごとに作成し合同調整委員会（Joint Coordinating Committee: JCC）で承認を得る。また、事業完了報告書はプロジェクト完了の3カ月前を目途に起案のうえ、1カ月前を目途に開催する最終 JCC で承認を得る。
- 半年ごとに開催する JCC において、プロジェクトの進捗状況、将来計画、今後の運営上の課題につき実施機関幹部へ報告・協議を行う。
- 実施機関及び日本側関係機関と連携を図り、プロジェクトの成果にかかる評価に必要な準備・調整を行う。
- プロジェクト計画に修正の必要が生じた場合、実施機関及び日本側関係機関と協議を行い、計画の修正を行う。
- ベトナム証券市場を支援する他の援助機関、国際機関との情報共有や意見交換を積極的に行い、JICA や事業コンサルタントと相談のうえ連携可能性を模索する。

（市場監督）

成果1 関連：

- 実施機関による市場監視に関するマニュアルの策定に関して、事業コンサルタントと連携のうえ主導的に技術的助言を行い、策定を支援する。また、市場監視に関するマニュアルの策定後、同マニュアルの運用定着を支援する。
- 市場監視データベースの構想策定に関して、事業コンサルタントと連携のうえ日本の事例の紹介や要件検討に対する技術的助言を主導し、構想策定を支援する。
- 実施機関より上記2点の他に本プロジェクトにて取組むべき市場監督・監視に関する優先課題の相談がある場合、プロジェクトでの取扱いを検討して JICA 及び事業コンサルタントと相談を行う。また、プロジェクトにおいて取扱う場合、実施機関によるロードマップ策定及びその実施を支援する。

成果2 関連：

- ベトナム株式市場における証券業の質改善に課題の整理及び対策に関する検討において技術的助言を行う。また、証券業に関する関連規制改訂案の策定を支援する

その他：

- 上記以外にもプロジェクト活動の実施に関連して、実施機関及び JICA、コンサルタント専門家からの要望に応じて、監督当局視点での助言や現地における情報収集を行う。

<期待される成果>

- プロジェクトにおいて先方実施機関と合意された Project Design Matrix (PDM) 上のプロジェクト目標及び成果の達成に向けて、活動が Plan of Operation (PO) に沿って計画的に進められ、各達成指標がプロジェクト終了時点までに達成される。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：証券市場に関する制度整備及び監督・規制に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（1号）】

- ① 対象国及び類似地域：ベトナム国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年4月上旬より業務を開始し、2027年4月下旬の終了を予定している。

第1期：2024年4月 ～ 2026年4月

第2期：2026年5月 ～ 2027年4月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 69.30 人月

本邦研修に関する業務人月6.05を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

業務従事者構成の検討に当たっては、証券市場制度整備、市場監視、市場仲介機関監督、上場管理・審査、自主規制機関運営、コーポレートガバナンス・投資家保護、の専門性を持つ従事者を含めること。また、R/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2) 渡航回数を目途 全72回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

現時点で業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を想定する業務はありません。ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、提案を妨げるものではありませんので、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述してください。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 要請書
- 討議議事録（Record of Discussion: R/D）

➤ 詳細計画策定調査結果資料

2) 公開資料

➤ 「ベトナム株式市場の公正性及び透明性改善に向けた能力向上プロジェクト」
事業完了報告書

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000050849.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023年10月版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否

かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

291,890,000円(税抜)

なお、定額計上分 41,791,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

- 1) 上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確

定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修にかかる経費（計3回）	「第2章 特記仕様書案 第4条 業務の内容 2.（2）本邦研修・招へい」	35,635,000円	直接経費と受入期間の業務人月6.05人月の報酬	報酬 国内業務費
2	現地セミナー開催費（計2回）	「第2章 特記仕様書案 第4条 業務の内容 2.（3）キックオフセミナー及びクロージングセミナーの開催」	5,586,000円	会場借上費、運営委託費	一般業務費
3	研修資料等 翻訳・印刷費		570,000円		一般業務費

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙：プロポーザル評価配点表

別紙

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 要員計画/作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体 制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)